

補助金交付の流れ

1	工事依頼	施工業者に工事を依頼し、人槽・見積金額・工事期間等を確認してください。 また、補助金を希望していることを伝えてください。
2	補助金交付申請	工事着工前に施工業者が行います。
3	事前調査	施工業者と市職員で設置予定場所等を確認します。
4	補助金交付決定	審査後、補助金交付決定通知を交付します。
5	工事着工	必ず交付決定後に工事着工してください。 工事は年度内（3月末まで）に完了してください。
6	工事完了	
7	実績報告	施工業者が行います。
8	完成検査	申請者・施工業者・市職員の三者立会いのもと行います。
9	補助金額の確定	補助金額の確定通知を送付します。
10	補助金の支払い	完成検査後、3～4週間で補助金をお支払いします。

補助金関係書類の記載方法に関する注意事項について

1. 印鑑について

補助金交付申請書、事業着手届、事業完了届、事業実績報告書、補助金支払請求書、口座振替支払申請書ともに**同一の印鑑**としてください。

2. 事業完了予定年月日について

事業完了予定年月日は、その日までに事業が完了できるよう十分余裕をみて決めてください。（3月末までに事業完了してください）

3. 事業着手届について

事業着手された場合は、速やかに事業着手届を提出してください。

4. 補助金の額について

補助金額は、工事金額によって変わります。

- ① 浄化槽本体費用及び設置に必要な工事費（流入、放流に係る管きよ及びますに係る費用を除く。）

人槽	補助金上限額
	汲取式便所、単独処理浄化槽からの転換
5人槽	587,000円
6～7人槽	713,000円
8～50人槽	1,001,000円

- ② 単独浄化槽から合併浄化槽への転換に係る工事費

- ・単独浄化槽の撤去費 上限120,000円

浄化槽設置にあたり撤去が必要な場合であって、同一敷地内に浄化槽が設置される場合に限る。

- ・くみ取り槽撤去費 上限90,000円

- ・宅内配管工事費 上限300,000円

浄化槽の①の設置工事に付帯して行う宅内配管工事費（浄化槽への流入管（便所、台所、洗面所、風呂等からの排水）、ますの設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事費。）

5. 交付決定の番号について

事業着手届、事業完了届、事業実績報告書に記載する交付決定の日付と番号は、交付決定通知書の右上の日付と番号を記載してください。

6. 工程写真について

最低限、次に掲げる写真を提出してください。

- ①着工前の写真
- ②浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真
- ③基礎工事の状況を示す写真（基礎砕石、基礎コンクリート）
- ④据付工事の状況を示す写真（水平、埋戻し前の水張り、埋戻しの水締め・突固め）
- ⑤かさ上げ状況を示す写真（バルブ等上端からマンホール蓋までの距離）
- ⑥完了後の写真
- ⑦単独浄化槽（汲取式便所）撤去の状況を示す写真
- ⑧宅内配管工事の状況を示す写真

詳しくは「国庫補助対象合併処理浄化槽の施工に関する審査について（解説）」を参照してください

令和 年 月 日

倉吉市長 様

申請者 郵便番号

住 所

氏 名

印

令和 年度倉吉市浄化槽設置事業補助金交付申請書

倉吉市浄化槽設置事業補助金の交付を受けたいので、倉吉市補助金等交付規則第5条の規定により、次のとおり申請します。

記

1 補助事業の名称 倉吉市浄化槽設置事業補助金

2 設置場所 倉吉市

3 算定基準額(見込み) 円

4 交付申請額 円

5 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 審査期間を経過した浄化槽設置届書の写し又は建築確認済証の写し

(4) 浄化槽設置費の見積書の写し

(5) 設置場所の位置図

(6) 浄化槽の配置配管図

(7) 住宅を借りている者は、当該住宅に浄化槽を設置することについての貸主の承諾書

(8) 全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会の登録書の写し

(9) 登録浄化槽管理票 (C票)

(10) 工事監督が浄化槽設備士であることを証する書類の写し

倉吉市浄化槽設置事業計画（報告）書

浄化槽の型式	名 称
	認定番号
浄化槽の人槽	人 槽
着工（予定）年月日	令和 年 月 日
完了（予定）年月日	令和 年 月 日

倉吉市浄化槽設置事業収支予算（決算）書

収入

区 分	金 額
補 助 金 の 額	円
自 己 資 金	円
そ の 他	円

支出

区 分	金 額
工 事（ 予 定 ） 金 額	円

確 約 書

倉吉市長 様

このたび、倉吉市浄化槽設置事業補助制度により浄化槽を設置することとなりましたが、_____集落に下水道施設（公共下水道・集落排水施設）が設置されるときは、下水道施設に接続することを確約いたします。

令和 年 月 日

浄化槽設置場所 _____ 倉吉市

住 所

氏 名

⑩

令和 年 月 日

倉吉市長 様

申請者 住 所

氏 名

印

令和 年度倉吉市浄化槽設置事業着手届

令和 年 月 日付倉環境第 号で交付決定のあった事業に着手したので、
倉吉市補助金等交付規則第 11 条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

- | | |
|-----------|---------------|
| 1 補助金の名称 | 倉吉市浄化槽設置事業補助金 |
| 2 着手年月日 | 令和 年 月 日 |
| 3 完了予定年月日 | 令和 年 月 日 |
| 4 事業実施方法 | 請負 |

令和 年 月 日

倉吉市長 様

申請者 住 所

氏 名

印

令和 年度倉吉市浄化槽設置事業完了届

令和 年 月 日付倉環境第 号で交付決定のあった事業が完了したので、
倉吉市補助金等交付規則第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

- | | |
|----------|---------------|
| 1 補助金の名称 | 倉吉市浄化槽設置事業補助金 |
| 2 着手年月日 | 令和 年 月 日 |
| 3 完了年月日 | 令和 年 月 日 |

令和 年 月 日

倉吉市長 様

申請者 住 所

氏 名

印

令和 年度倉吉市浄化槽設置事業実績報告書

令和 年 月 日付倉環境第 号で交付決定のあった事業の実績について、
倉吉市補助金等交付規則第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

記

補助金の名称	倉吉市浄化槽設置事業補助金	
	算 定 基 準 額	交 付 決 定 額
交 付 決 定	円	円
実 績	円	円
差 引	円	円
添 付 書 類	1 事業報告書 2 収支決算書 3 工事請求書の写し又は領収書の写し 4 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し 5 浄化槽法定検査依頼書の写し 6 当該浄化槽設置工事工程写真 7 鳥取県浄化槽協会の保証登録証 8 浄化槽設置状況のチェックリスト 9 浄化槽の配置配管図	

国庫補助対象合併処理浄化槽の施工に関する審査について（解説）

I 提出写真について

【写真1】浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真

【審査のポイント】

浄化槽設備士が工事を実地に監督しているか。または自ら工事を行っているか。

【解説】

(法令等)

〈浄化槽法〉

第 29 条

3 浄化槽工事業者は、浄化槽工事を行うときは、これを浄化槽設備士に実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽工事業者が自ら実地に監督しなければならない。ただし、これらの者が自ら浄化槽工事を行う場合は、この限りではない。

4 浄化槽設備士は、その職務を行うときは、建設省令で定める浄化槽設備士証を携帯していなければならない。

第 30 条 浄化槽工事業者は、建設省令で定めるところにより、その営業所及び浄化槽工事の現場ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の建設省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

〈浄化槽工事業に係る登録等に関する省令〉

第 9 条 法第 30 条の規定により浄化槽工事業者が掲げる標識の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 氏名または名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 登録番号及び登録年月日
- 三 浄化槽設備士の氏名

2 法第 30 条の規定により浄化槽工事業者が掲げる標識は、別記様式第 8 号によるものとする。

3 法第 33 条第 2 項の規定により浄化槽工事業者とみなされた者（以下「特例浄化槽工事業者」という。）については、前 2 項の規定は、第 1 項第二号中「登録番号及び登録年月日」とあるのは「届出番号及び届出年月日」と、前項中「別記様式第 8 号」とあるのは「別記様式第 9 号」と読み替えて適用する。

別記様式第 8 号（第 9 条関係）

← 40cm 以上 →		↑ 35cm 以上 ↓
浄化槽工事業者登録票		
氏 名 又 は 名 称		
代 表 者 の 氏 名		
登 録 番 号	知 事 (登) 第 号	
登 録 年 月 日	年 月 日	
浄化槽設備士の氏名		

備考

浄化槽設備士の氏名は、営業所に掲げる場合にあつては当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名とし、浄化槽工事の現場に掲げる場合にあつては当該現場に置かれる浄化槽設備士の氏名とする。

別記様式第9号（第9条関係）

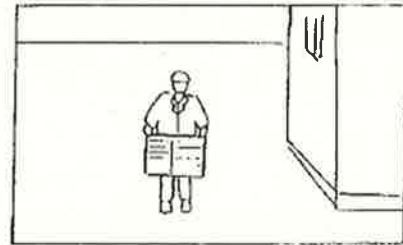
40cm 以上		35cm 以上
浄化槽工事業者届出済票		
氏名又は名称		
代表者の氏名		
届出番号	知事（登）第 号	
届出年月日	年 月 日	
浄化槽設備士の氏名		

備考

浄化槽設備士の氏名は、営業所に掲げる場合にあつては当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名とし、浄化槽工事の現場に掲げる場合にあつては当該現場に置かれる浄化槽設備士の氏名とする。

【写真のポイント】

この写真では、当該浄化槽の設置場所で、浄化槽設備士が実地に作業に当たっていることが分かる写真を写すことがポイントとなる。浄化槽設備士が、正面を向いて、上記の標識を掲げ、背景に工事を行う場所（設置予定地）の周辺状況（地面、家屋等）とともに写っていること。



<写真-1>

なお、標識板の記載事項が判読できることが望ましい。

【写真2】基礎工事の状況を示す写真

【審査のポイント】

栗石地業及び捨てコンクリートを打っているか。

【解説】

（作業内容について）

- ① 掘削後、栗石地業を行い、十分に突き固める。
- ② その上に捨てコンクリートを水平に打ち、所定の深さとする。
- ③ 十分な養生の期間をとる。

（法令等）

〈浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令〉

第1条

六 基礎工事は、地盤の状況に応じて、基礎の沈下又は変形が生じないように行うこと。

七 基礎の状況等に関する記録を作成すること。

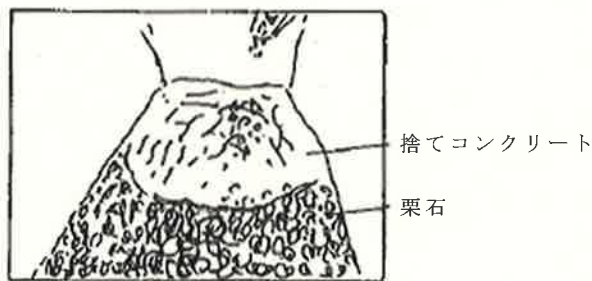
八 コンクリートの打ち込みは、打上がりが均質で密実になるように行い、かつ、所要の強度になるまで適切に養生すること。

【写真のポイント】

不等沈下防止のための基礎工事を行ったことが分かる写真を残す。

〈1枚だけで写す場合には〉

栗石地業を行った後、捨てコンクリートを打っている所の写真を写す。



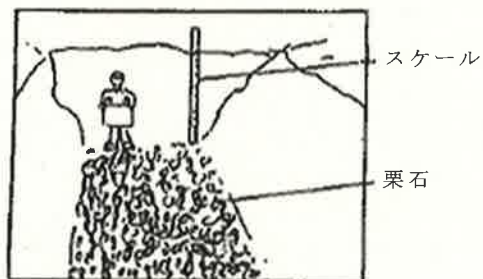
〈写真-2の1〉

1枚だけの写真

〈2枚に分けて写す場合には〉

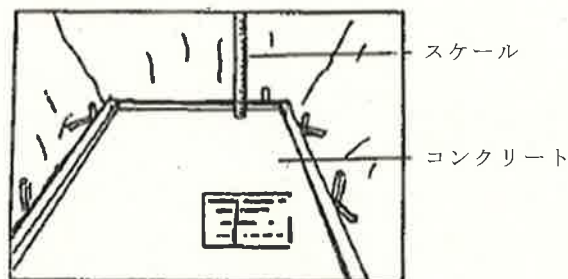
1枚目の写真 栗石地業を行ったことが分かる写真、すなわち栗石の突き固めが終了後、深さの分かるスケールとともに写す。

2枚目の写真 コンクリートを打った写真、すなわちコンクリート厚の分かるスケールとともに写す。



〈写真-2の2〉

栗石作業



〈写真-2の3〉

コンクリート養生後

【写真3】据付工事の状況を示す写真

【審査のポイント】

水張りを行い、水平を保ちつつ、水締め及び突き固めを行っているか。

【解説】

(作業内容について)

- ① 据付時には、石などを落とさないように静かに本体を吊りおろし、流入管底や放流管底のレベル及び本体の水平の確認を行う。

② 埋め戻しの前に水張りを行うことは、次のような理由から必ず行わなければならない。

ア 水張りにより、槽本体を安定化させ、埋め戻しの際に本体が据え付け位置からずれたり、水平が狂うことを防止する。

イ 水張りにより、埋め戻しの際の土圧により生じる本体及び内部設備に変形が生じる恐れを防ぐ。

ウ 水張りにより、水準目安線等から水平を確認する。

なお、水張りの途中であってもア、イ、ウの要件を満たせば③の埋め戻しの作業に入っても差し支えない。

③ 石などの混入していない良質の土砂等を用いて周囲を均等に埋め戻す。埋め戻しの際には、水締めおよび突き固めの作業を何回かに分けて行う。

FRP製浄化槽は本体の中央部がふくれた形のものが多く、まず、下半分を完全に水締めによって突き固め、その後同様に上半分の埋め戻しを行う。このような注意を怠ると、下部に空隙を生じ、不等沈下や破損の原因となる。

(法令等)

〈浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令〉

第1条

5. ニ 埋戻しを行う場合においては、浄化槽内に異物が入らないように行うとともに、十分な締固めを行うこと。

ホ 法第13条第1項又は第2項の認定を受けた浄化槽の埋戻しは、浄化槽の水平を確認しつつ行うこと。

【写真のポイント】

水張りを行い、本体の水平を確認しつつ埋め戻しの作業を行っている事が分かる写真を残す。

そのためには、以下の道具等が写っていることが必要である。

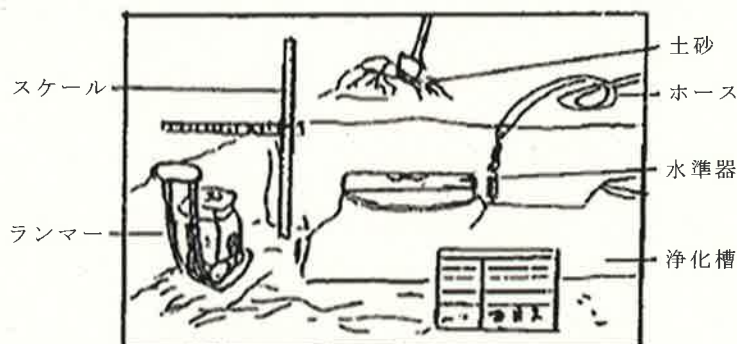
ア 本体の水平を確認するための水準器

(これに代えて、水準目安線や越流せき、流入、放流、移流管等の状況を浄化設備士等が確認していることを写した別の写真でも良い)

イ 埋め戻しの高さを示すスケール

ウ 水張り及び水じめに用いるホース

エ 突き固め用の器具(突き棒、ランマー等)および埋め戻しに用いている土砂(本体を傷つける恐れのある石などが入っていない土砂)



<写真-3>

【写真4】かさ上げの状況を示す写真

【審査のポイント】

バルブ操作などの維持管理を容易に行うことができるか。

【解説】

浄化槽本体までの導入管が長いと勾配を確保するために槽を深埋めする場合がある。その際にマンホール蓋と本体との間にマンホールカラーを用いて、マンホール蓋のかさ上げを行うことになる。かさ上げの高さは、以下の要因から制約をうける。

ア 保守点検時に、バルブ等の操作や、薬剤の補充を行えるように、確実に手が届くこと。

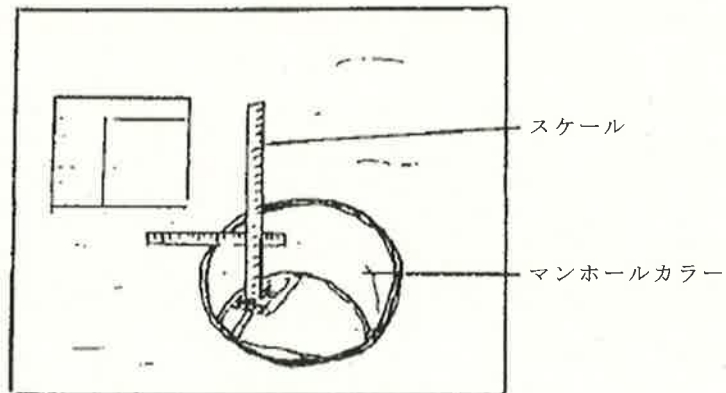
イ 槽内の外観（スカムの発生状況、接触ばっ気槽の水流、移流管等）が目視による点検が可能なこと。

ウ 深埋めによって、より大きな土圧がかかり、本体及び内部設備の変形破損を生じるおそれがないこと。

維持管理を容易に行うことができるかさ上げの高さは、マンホールの大きさやバルブの位置などによって異なるが、ア、イ、ウを考慮すると、当面おおむね30cm以内とすることが適当と考えられる。なお、30cm以上とならざるを得ない場合には、ピット構造とする等の対策がある。

【写真のポイント】

マンホール蓋の高さから、バルブ等の操作が可能であるかが分かる写真を残す。そのためには、バルブの上端からマンホール蓋までの距離が分かるように、スケールをあてた写真を写す。



<写真-4>

浄化槽設置チェックリスト

検 査 項 目	チェックのポイント	欄
1 流入管きよ及び放流管きよの勾配	汚物や汚水の停滞がないか。	
2 放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれはないか。	
3 誤接合等の有無	生活排水が全て接続されているか。	
	雨水や工場廃水等が流入していないか。	
4 柵の位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切な柵が設置されているか。	
5 流入管きよ、放流管きよ及び空気配管の変形、破損のおそれ	管の露出等により変形、破損のおそれはないか。	
6 かさ上げの状況	バルブの操作などの維持管理を容易に行うことができるか。	
7 浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検、清掃を行いにくい場所に設置されていないか。	
	保守点検、清掃の支障となるものが置かれていないか。	
	コンクリートスラブが打たれているか。	
8 漏水の有無	漏水が生じていないか。	
9 浄化槽本体の水平の状況	水平が保たれているか。	
10 接触材等の変形、破損、固定の状況	嫌気ろ床槽のろ材及び接触ばっ気槽の接触材に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
11 ばっ気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況	各装置に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	空気の出方や水流に片寄りはないか。	
12 消毒設備の変形、破損、固定の状況	消毒設備に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	薬剤筒は傾いていないか。	
13 ポンプ設備（流入ポンプ及び放流ポンプ）の設備、稼働状況	ポンプ柵に変形や破損はないか。	
	ポンプ柵に漏水のおそれはないか。	
	ポンプが2台以上設置されているか。	
	設計どおりの能力のポンプが設置されているか。	
	ポンプの固定が十分行われているか。	
	ポンプの取り外しが可能か。	
	ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼働を妨げるおそれはないか。	
14 ブロワーの設置、稼働状況	防振対策がなされているか。	
	固定が十分行われているか。	
	アースはなされているか。	
	漏電のおそれはないか。	
<p>上記の通り確認したことを証します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">担当浄化槽設備士 氏名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">(浄化槽設備士免状番号)</p>		

令和 年 月 日

倉吉市長 広田 一恭 様

申請者 住 所

氏 名

㊞

令和 年度倉吉市浄化槽設置事業補助金支払請求書

令和 年 月 日付倉環境第 号で額の確定のあった倉吉市浄化槽設置事業補助金の支払いについて、倉吉市補助金等交付規則第 20 条の規定により、次のとおり請求します。

記

1 補助事業等の名称 倉吉市浄化槽設置事業補助金

2 交 付 確 定 額 円

3 支 払 請 求 額 円

4 精算払、概算払の別 精算払

5 添 付 書 類

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) 検査結果通知書の写し
- (3) 交付額確定通知書の写し
- (4) 補助金受入額調書
- (5) 口座振替支払申請書

※記入しないでください。

(債権者登録依頼)

会計課 記入欄	登録年月日・確認印
------------	-----------

所管課 記入欄	課 (担当者)	新規登録 変更 登録しない	債権者コード (No.)
------------	------------	---------------------	------------------

口座振替支払申請書

振込先	金融機関名	銀行・金庫 農業協同組合	支店・出張所 支所	
	預金種別	1 普通預金 (総合口座・通常貯金)	2 当座預金 (一般振替口座)	3 その他()
	口座番号	(7ケタ、右端につめて記入)		
	フリガナ			
	氏名(名義人)			
受領金の内容	浄化槽設置事業補助金			
<債権者登録するときは『市から支払をうけるもの全て』と記入>				

倉吉市からの支払金を上記の振込先口座に振り込んでください。

令和 年 月 日

受取人(口座名義人) 住所
氏名



倉吉市会計管理者 様

<口座名義人と債権者が異なる場合、債権者は委任状に記名押印>

委任状

上記にかかる受領金について、その受領の権限を上記受取人に委任します。

令和 年 月 日

委任者(債権者) 住所
氏名



倉吉市会計管理者 様

取扱金融機関記入欄	金融機関コード		預金種別	口座番号 (この欄に限り右端につめて記入)	口座カナ氏名
	金融機関	店舗			
	取扱金融機関名				
取扱金融機関 様 申請された上記口座に間違いがないか確認をお願いします。 倉吉市会計管理者					

<通帳の写しの添付により、口座番号及び口座カナ名義が確認できる場合は、金融機関の確認印は省略することができます。>

- ※ 貯蓄預金(ゆうちょ銀行は通常貯蓄貯金)は、振込みできません。
- ※ 原則、債権者登録は、1債権者1登録とします。(工事の前払金口座を除く)
- ※ 預金口座番号等の変更がある場合は、更改してください。

補助金受入額調書

補助金等の名称	倉吉市浄化槽設置事業補助金
交付決定（確定）額	円
受入済額（受領日）	円（令和 年 月 日）
	円（令和 年 月 日）
	円（令和 年 月 日）
今回支払請求額	円
差引支払未請求額	円

令和 年 月 日

倉吉市長 様

申請者 住 所

氏 名

㊟

令和 年度倉吉市浄化槽設置変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付倉環境第 号で交付決定のあった事業について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、倉吉市補助金等交付規則第 12 条第 3 項の規定により申請します。

記

- 1 補 助 金 の 名 称 倉吉市浄化槽設置事業補助金
- 2 交 付 決 定 額 円
- 3 変更(中止・廃止)後の額 円
- 4 差 引 円
- 5 変更(中止・廃止)の時期 令和 年 月 日
- 6 変更(中止・廃止)の理由
- 7 添 付 書 類
 - (1) 変更(中止・廃止)後の事業計画書
 - (2) 変更(中止・廃止)後の収支予算書